

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

- 肥料登録有効期間の更新  
所屬未定地の編入  
旅行あつ旋業者の登録  
昭和三十五年三月鳥取県告示第八十四号の一部訂正
- 昭和三十五年十二月定例県議会で議決された昭和三十五年度鳥取県歳入歳出追加更正予算等
- 土地改良区の役員の退任及び就任  
ひな白痢検査の実施  
豚コレラ予防注射等の実施

## 告示

### 鳥取県告示第六百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により肥料登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### ◇正誤

昭和三十五年十二月二十七日付け鳥取県告示第六百四十五号中訂正  
昭和三十五年十二月二十四日付け鳥取県条例第三十五号中訂正  
昭和三十五年十二月二十日付け鳥取県規則第五十三号中訂正

登録番号

肥料の名称

保証成分量（%）

窒素全量

りん酸全量

加里全量

生産者の住所氏名

鳥取県第二六五号

大誠そさい複合二号

九・八

六・〇

八・五

東伯郡大栄町字瀬戸六〇の八  
大誠農業協同組合  
組合長理事 茂住 正

鳥取県第六六号

丸協桑複合特号

八・二 七・三 三・〇

倉吉市上福田四八二  
高城農業協同組合  
組合長理事 吉田 知則

鳥取県告示第六百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十六年一月一日から次の公有水面埋立地を東伯郡東郷町の区域に編入する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田四〇番二、四〇番三、四〇番五九地先

四、二二六・五平方メートル（一、二七八坪五合一勺）

鳥取県告示第六百三十九号

旅行あつ、旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条及び旅行あつ、旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）第三条の規定により、旅行あつ、旋業者登録簿に登録したので、同法第五条第二項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称及び商号

営業所の所在地

代表者氏名

邦人第五号

昭和三十五年十二月二十七日

日本観光株式会社

鳥取県倉吉市宮川町一八五番地

田中 則和

鳥取県告示第六百四十号

昭和三十五年三月鳥取県告示第八十四号（公用廃止について）の一部を次のように訂正する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公用廃止場所

西伯郡日吉津村大字今吉字東後池の一、一〇三一ノ二地先

西伯郡日吉津村大字日吉津字東後池一、〇一一ノ一、一、〇一七ノ二、一、〇三二ノ二地先

面積 一九〇坪六合八勺

一八一坪八勺

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百四十一号

昭和三十五年十二月定例県議会で十二月二十一日議決された昭和三十五年鳥取県歳入歳出追加更正予算及び昭和三十五年特別会計県立学校実習費歳入歳出追加予算、昭和三十五年特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和三十五年特別会計中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十五年特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十五年鳥取

県営電気事業会計追加予算並びに専決処分に基づく昭和三十五年鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入

款	項	科目	今回追加更正予算額 千円	雑収入	今回追加更正予算額 千円
3	1	地方交付税	184,264	弁償金及報償金	9,009
		地方交付税	184,264	物品売払代金	112
4	1	公企業及財産収入	876	雑収入	5,118
		財産収入	876	県債	3,779
5	2	分担金及負担金	3,826	県債	80,000
		負担金	3,826	合計	471,281
6	2	使用料及手数料	4,011	歳入	
		使用料	4,011	合計	
	1	使用料	1,661	歳出	
	2	手数料	2,350	議会費	5,215
7	2	国庫支出金	188,125	議会費	4,761
		国庫負担金	86,053	委員会議費	454
	1	国庫補助金	99,860	県庁費	47,620
	2	委託金	2,212	県職員費	46,213
	3	寄附金	1,167	監査委員費	399
8	1	寄附金	1,167	人事委員会費	452
		入金	1,167	東京事務所費	83
9	1	繰入金	3		
		特別会計繰入金	3		

款	項	科目	今回追加更正予算額 千円	雑収入	今回追加更正予算額 千円
3	5	諸費	473	高等学校費	36,091
		警察消防費	19,376	盲ろう学校費	2,014
	1	公安委員会費	1,670	図書館費	100
	2	警察職員費	17,697	博物館費	73
	4	消防費	9	体育保健費	128
4	4	土木費	83,826	高校教育振興費	98
		道路橋梁費	25,291	教育施設費	5,724
	1	河川費	14,180	教育諸費	—
	2	港湾費	3,407	社会及労働施設費	18,596
	3	砂防費	1,233	生活保護費	12,645
	4	都市計画費	—	社会福祉費	602
	5	災害復旧費	38,587	児童保護費	2,008
	6	建築費	—	婦人児童福祉費	938
	7	土木諸費	3,594	労働費	539
	8	教育費	178,371	職業安定費	1,864
5	1	教育委員会費	5,373	保健衛生費	10,631
	2	小学校費	84,533	保健所費	1,264
	3	中学校費	44,237	予防衛生費	8,605





岸本 一清	安步
光村 大蔵	松河原
門脇 春蔵	泰久寺
鋤崎 国寿	松河原
小倉 鶴吉	安步
本高 定雄	安步
池本 正	松河原
川本 利久	大鳥居
御舟 実	泰久寺
日野 高德	安步
池本 賢蔵	安步
池本 賢蔵	安步
竹内 音	泰久寺
池本 正	安步
日野 六蔵	泰久寺
日野 末蔵	松河原
山名 房好	大鳥居

就任した役員の名及び住所

理事 池本 賢蔵 東伯郡関金町大字安歩

藤津	山田 伝治郎
中興寺	河本 房治
引地	森 清治
野花	長谷川 真雄
長和田	神波 勝衛
門田	岡本 亀雄
東伯郡羽合町大字上浅津	前田 俊治
東伯郡羽合町大字上浅津	嶋田 安夫
東伯郡羽合町大字上浅津	中島 二郎
東伯郡羽合町大字上浅津	中村 武夫
東伯郡羽合町大字上浅津	中村 平助
東伯郡羽合町大字上浅津	北田 昇一
東伯郡羽合町大字上浅津	中村 国清
東伯郡羽合町大字上浅津	松本 時太郎
東伯郡羽合町大字上浅津	福本 梅治
東伯郡羽合町大字上浅津	但馬 吉太郎
東伯郡羽合町大字上浅津	秋田 義治
東伯郡羽合町大字上浅津	秋久 清二

御舟 実	鳥飼 圭一
山本 国義	小川 信義
光村 大蔵	加藤 春正
安田 義勝	安田 義勝
岸本 一清	藤井 恒好
安田 豊吉	安田 豊吉
西田 莊	西田 莊
松河原	松河原
大鳥居	大鳥居
安步	安步

昭和三十五年三月三十日通常総会において総選挙の結果  
果当選し同日就任、任期二年。

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の名及び住所

松田 昌造	東伯郡東郷町大字松崎
田中 稔満	宮内

引地	藤津
羽合町大字上浅津	山田 伝治郎
下浅津	本多不二雄
東郷町大字宮内	理事 田中 稔満
松崎	河本 房治
中興寺	森 清治
野花	山田 善次郎
長和田	神波 勝衛
門田	前田 俊治
長江	岡本 栄
羽合町大字上浅津	嶋田 安夫
羽合町大字上浅津	北田 昇一
羽合町大字上浅津	中村 平助
羽合町大字上浅津	中村 武夫

松本時太郎	南谷
中村 国清	下浅津
市橋 毅	
但馬吉太郎	橋津
福本 梅治	
秋田 義治	久留
秋久 清二	東郷町大字久見
監事 森 柳藏	引地
藤原 敏治	羽合町大字上浅津
本多不二雄	下浅津

昭和三十五年七月十三日総代会において選挙の結果当選し七月十三日就任、任期四年

鳥取県告示第六百四十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

ひな白痢検査	実施期日	実施区域	実施場所
	昭和三十六年一月五日	八頭郡郡家町池内	西尾種鶏場
	六日	八東町南	杉原
	九日	河原町小畑	谷口
	十日	三谷	浜田
		郷原	有田

船岡町下野	林
橋本	藤田
智頭町埴師	谷口
郡家町久能寺	尾崎
佐治村高山	上田
葛谷	沢田
若桜町中原	永原
河原町谷一本	小林
用瀬町赤波	田淵
智頭町智頭	西村
用瀬町赤波	谷口
郡家町花	沖田
用瀬町赤波	細田
用瀬町赤波	西村

鳥取県告示第六百四十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射、牛の結核病、ブルセラ病検査及び

肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ、結核病、ブルセラ病肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 結核病及びブルセラ病検査…搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 肝てつ検査及び駆除…牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
 五 検査、注射及び駆除の方法  
 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射  
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査  
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法  
 肝てつ病検査……皮内注射反応法、虫卵検査法  
 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表一

実施期日	実施区域	実施場所
昭和三十六年一月四日	米子市全域	各豚舎巡回注射
五日	西伯郡伯仙町、境港市	
六日	米子市	
九日	西伯町、境港市	
十日	倉吉市旧倉吉	
	西伯郡西伯町	
十一日	東伯郡羽合町宇野	

十二日	西伯郡岸本町、米子市	
	東伯郡羽合町橋津	
	西伯郡日吉津村	
十三日	東伯郡羽合町下浅津	
	西伯郡会見町、米子市	
十四日	東伯郡羽合町上浅津	
	米子市	
十六日	東伯郡羽合町泊村泊	
	米子市	
十七日	東伯郡羽合町泊村泊	
	境港市	
十八日	東伯郡東郷町舎人	
	境港市	
十九日	東伯郡東郷町東郷	
	米子市	
二十日	東伯郡東郷町東郷	
	境港市	
二十一日	倉吉市上井	

境港市	
二十二日	倉吉市西郷
二十三日	米子市
	倉吉市上北条
二十四日	米子市
	倉吉市倉吉
二十五日	米子市
	東伯郡北条町中北条
二十六日	米子市
	倉吉市小鴨
二十七日	境港市
二十八日	倉吉市小鴨
三十日	境港市
	倉吉市高城
三十一日	米子市
	倉吉市北谷

別表二

結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次		
第二次		

昭和三十六年一月七日	西伯郡伯仙町大高	大高家畜検診所
九日		
十日		

別表三

肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
昭和三十六年一月六日	西伯郡伯仙町大高	大高家畜検診所
九日		
	中山町下中山	下中山
	上中山	上中山
十日	東伯郡赤碕町以西	以西
十一日	成美、安田	成美、安田
十二日	赤碕	赤碕



00002

頁 段 行 誤 正  
 2 下 別表中9 開票管現者 開票管理者  
 昭和三十五年十二月二十四日(号外第六十九号)鳥取県規則第五十三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

47 頁 段 行 誤 正  
 上 2 技能労務職給料表 技能労務職給料表

00001

00001

正 誤

十二日	東伯町古布庄	古布庄	二十日	倉吉市北谷、灘手	北谷、灘手
十三日	上郷、下郷	上郷、下郷	二十一日	高城	高城
十四日	八橋、浦安	八橋、浦安	二十二日	小鴨	小鴨
十六日	大栄町栄、大誠	栄、大誠	二十四日	上小鴨	上小鴨
十七日	由良	由良	二十五日	東伯郡三朝町旭	旭
十八日	北条町下北条	下北条	二十六日	三朝、三徳	三朝、三徳
	東郷町花見	花見	二十七日	倉吉市西郷、上井	西郷、上井
	泊村泊	泊	二十八日	上北条	上北条

昭和三十五年十二月二十七日(号外第七十号)付け鳥取県告示第六百四十五号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 1 上 終りから2 昭和三十五年十二月二十七日 昭和三十六年一月五日  
 1 上 終りから1 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館 鳥取市吉方二区 久松閣

昭和三十五年十二月二十四日(号外第六十九号)付け鳥取県条例第三十五号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。